

考えながら学ぶ違反処理法学 〔第27回〕

－ 迷ったときの違反処理ナビ Q & A －

違反処理研究会

《問206》消防関係法令の中には各種の届出が規定されていますが、これらの届出に関して「受理」という行為が必要なのでしょうか。

《茨城県T市消防本部 予防課 K・Iさん》



消防法令上の届出は、消防機関の事務所に到達したときに届出があったものと取り扱われるから、受理という特別の概念を用いる必要はない。

【ヒント】行政手続法第37条では、「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。」と規定されています。要するに、届出に関しては従来のように「届出を受理しない」というようなことで、届出書を実際に受け付けなかったり、届出義務の履行に関して行政機関の意思や判断が働くような取扱いを行って届出義務が果たされていないという様なこともありました。この第37条の規定は、行政機関が恣意的に届出書を受け取ったり受け取らなかったりすることを止めさせようとの趣旨で設けられたものだといえます。したがって、届出書が提出されてきた場合には、適式な様式に必要な事項が記載されており、補正で済むような内容漏れは補正を行わせて、適正に届出義務が果たされたものとして取り扱うくらいの配慮を行うことが求められることとなります。そして、消防法令上の届出は、消防機関の事務所に到達したときに届出があったものと取り扱われますから、取り立てて受理という特別の概念を用いる必要はないということになるのです。

確かに、一部の法律の中には、届出の「受理」に一定の法律効果を保有させているものも見受けられ、当該受理行為を行政処分の一つだと理解する見解も存在します。しかし、消防法令上の届出の中には、そうしたものは見当たりませんので、実務においては行政手続法や各自治体の行政

手続条例の関係規定に従って処理するのが良いと思います。

なお、実際には届出書を「受け付けた」とか「受理した」とか用語法としてはまちまちのような感じを受けますが、余り厳密に「受理」という行為があるか否か等と神経を使う必要はないように思います。

《問207》消火器等の移動可能な消防用設備等の設置義務者については、色々な考え方があるのですが、賃貸借関係にあるビルでは、具体的に誰に設置義務を課するのが良いのでしょうか。

《北海道A市消防本部 K消防署 S・Kさん》



消火器等の消防用設備等は、賃借人が使用・収益権を有する部分について設置義務を負い、その他の共用部分等の賃借人の使用・収益権が及ばない部分については賃貸人である所有者に設置義務を課するのが適切だと考えられる。

【ヒント】従来から、消防実務においては、消火器等の消防用設備等に係る設置義務者について、次のように考えられてきたように思います。

つまり、「消火器等の器具類は、建物の構造に変化を加えることなく設置できるものである。したがって、賃借人は敢えて所有者の承諾を得るまでもなく、消火器等を自らの占有部分に持ち込むことができる。以上から賃借人は、消火器等を法律上正当に設置できるものとして、第17条第1項にいう設置義務者たりうる。一方、建物所有者は、建物を火災から保全する権利を有するのであって、そのような権利の行使として賃借人の占有部分に対しても消火器等を設置できる。また賃借人は、以上のような所有者の権利行使を妨げることはできない。以上から、所有者もまた消火器の設置につき権原を有する者などであって、結局、消火器等の設置義務は、賃借人と所有者の双方が負うことになる。」(違反処理関係行政実例集、東京法令出版 65頁)といった代表的な考え方が一般的ではなかったかと思うのです。

ただし、実務を預かる担当者からしますと、賃借人も所

有者も両方とも設置義務を負うとしても、どちらともつかないようでは具体的な指導に困ってしまいます。通常、消火器等のような移動可能な消防用設備等の設置及び維持義務は、自らの事業活動等によって火災安全を脅かす可能性を有する者が負うべきだと考えられますから、賃貸借関係にあるビルにおける消火器等の設置については、賃借人が使用・収益する部分に関しては、当該賃借人が義務を負うべきだと思われます。

他方、賃貸借関係にあるビルでは、一般的に階段や通路等の共用部分は賃借部分から除かれているのが普通ですが、こうした賃借部分に該当しない共用部分に関しては、勿論、賃貸人たる所有者の事業活動に係る部分に該当することになりますから、このことからすると所有者が当該共用部分の火災安全を図るために消火器等の設置義務を負うのが適切ではないかと考えられます。

一応、以上のような基本的な考え方で消火器等の設置及び維持を図るのが良いのではないかと思います。

《問208》法人が防火対象物の所有者で、これに消防用設備等の設置又は維持命令の違反があったとき、例えば、当該法人の総務課長が費用の捻出に対する権限を有していたものの、費用の捻出が難しかったことから消防用設備等の設置又は維持命令を遵守することを断念してしまったという様な場合、この総務課長を命令違反で処罰することはできるでしょうか。

《北海道A市消防本部 K消防署 S・Kさん》



両罰規定を介して「行為者を罰するほか」という部分によって、当該総務課長を処罰することができる。

【ヒント】質問では、法人が防火対象物の所有者ですから消防法第17条の4第1項の命令の名宛人ということになりますが、この法人が消防法第17条の4第1項の規定による消防用設備等の設置又は維持に関して発出された命令に違反した背景には、内部的に費用支出権限を負わされていた総務課長が、資金難から必要費用の捻出ができずに、結局、消防機関から発出された命令に取って違反してしまったという状況があったというものです。

先述のとおり、消防用設備等の設置又は維持の命令を受けていたのは法人自身ですから、処罰の根拠規定は、消防法第45条の両罰規定と同第41条ないし同44条ということになります。

消防法第17条の4の命令規定は名宛人限定型の規定で

す。この類型に係る違反行為を両罰規定で処罰する場合、当然、法人自身は消防法第45条の規定によって処罰されることとなりますが、総務課長は、法人の従業者ですから、消防法第45条の両罰規定中にある「行為者を罰するほか」という部分を経由して、第41条ないしは第44条の各本条の規定に基づいて処罰されることがあります。

消防用設備等の設置又は維持に関しては費用がかかることは避けられません。

法人が設置又は維持命令の名宛人である場合には、当該法人の内部の権限の付与に関して、内部規程等において支出権限が特定の者に分掌されていることが明確にされている場合があります。こうしたケースでは、当該権限の実質を十分調査して、法人の従業者等としての立場で、消防用設備等の設置又は維持命令に違反する行為を行ったか否かを判断する必要があります。

なお、一般には、総務課長はあくまで個人的な対応として消防用設備等の費用支出を懈怠したのではないかとの意見もあるだろうと思うのですが、総務課長の法人内における権限が費用支出を大きく左右する立場にあったかどうかという点からしますと、法人の代表者同様、従業員として命令違反の行為者として処罰されることも決して否定されるものではないと考えられます。勿論、この場合には法人の代表者と異なり、法人内の一担当課長であったという立場から、情状要素として考慮されるべき点は少なくないと思うのですが。

《問209》防火対象物の消防計画には、毎年、4月と10月の2回消防訓練（消火、通報、避難の訓練）を行う旨が定められています。こうした防火対象物に、例えば11月に立入検査を行って、消防計画に定められた消防訓練が行われていないことを確認した場合、仮に「12月20日までに消防訓練を行うこと」という内容の消防法第8条第4項の規定に基づく適正執行命令を出すことは適切なのでしょうか。

《静岡県F市消防本部 F消防署 K・Aさん》



この場合は、「消防計画に従って消防訓練が行われる」様な措置を講ずることを命じなければならない。

【ヒント】まず、消防法第8条第4項の規定は、防火管理業務が「……消防計画に従って行われていないと認める場合には、……消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。」とされている